

目 次

規 程	ページ
1 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の福祉事業に関する規程の 一部改正	2
公 告	
新潟県市町村総合事務組合議会議員の退任について	4

新潟県市町村総合事務組合規程第1号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の福祉事業に関する規程（平成16年規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者 品田宏夫

改正後	改正前
（奨学援護金の支給） 第9条（略） 2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等1人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。 (1) （略） (2) 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 月額 <u>26,000円</u> (3) 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の第1学年から第3学年まで、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者、公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号）附則第2条の規定による専修訓練課程の第1類の普通職業訓練を受ける者又は前項第1号の公共職業能力開発施設に準ずる施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする教育訓練等を受ける者 月額 <u>33,000円</u> (4) 大学、<u>高等専門学校の第4学年、第5学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程若しくは専攻科に在学する者</u>、公共職業能力開発施設において<u>職業訓練</u>を受ける者（前号に掲げる者を除く。）、職業能力開発総合大学校において職業訓練を受ける者又は前項第1号の公共職業能力開発施設に準ずる施設において教育訓練等を受ける者（前号に掲げる者を除く。） 月額 <u>39,000円</u> 3～7 （略） （就労保育援護金の支給） 第10条（略） 2 就労保育援護金の支給額は、保育所等に預けられている者（以下「保育児」という。）1人につき、月額 <u>13,000円</u>とする。 3 （略）	（奨学援護金の支給） 第9条（略） 2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等1人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。 (1) （略） (2) 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 月額 <u>21,000円</u> (3) 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の第1学年から第3学年まで、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者、公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号）附則第2条の規定による専修訓練課程の第1類の普通職業訓練を受ける者又は前項第1号の公共職業能力開発施設に準ずる施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする教育訓練等を受ける者 月額 <u>20,000円</u> (4) 大学、<u>高等専門学校の第4学年若しくは第5学年若しくは専修学校の専門課程に在学する者</u>、公共職業能力開発施設において<u>普通職業訓練</u>を受ける者（前号に掲げるものを除く。）、職業能力開発総合大学校において職業訓練を受ける者又は前項第1号の公共職業能力開発施設に準ずる施設において教育訓練等を受ける者（前号に掲げる者を除く。） 月額 <u>39,000円</u> 3～7 （略） （就労保育援護金の支給） 第10条（略） 2 就労保育援護金の支給額は、保育所等に預けられている者（以下「保育児」という。）1人につき、月額 <u>8,000円</u>とする。 3 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の福祉事業に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。
- 2 新規程第9条第2項第2号、第3号及び第4号の規定は、令和8年4月1日以後の期間に係る奨学援護金について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金については、なお従前の例による。
- 3 新規程第10条第2項の規定は、令和8年4月1日以後の期間に係る就労保育援護金について適用し、同日前に係る就労保育援護金については、なお従前の例による。

新潟県市町村総合事務組合議会議員の退任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合議会議員の退任があったので、次のとおり公告する。

令和 8 年 6 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 品 田 宏 夫

組合議会議員

退 任 森 山 昭（三条市議会議長） 令和 8 年 3 月 31 日